

新旧対照表（中国電力エリア）

（2024年3月15日 追記）

J:COM 電力家庭用コース 本文

変更後	変更前	変更
第2条（約款の変更） (5) 契約締結後の書面交付を行う場合には、書面の交付、インターネットの利用または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行った場合には、電気事業法第2条の14および同法施行規則第3条の13第4項の規定に基づき、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を書面に記載します。	第2条（約款の変更）	追加

J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅱ

変更後			変更前			変更
・従量メニュー、グリーンメニュー 従量 A、グリーン従量 A 二 料金			・従量メニュー、グリーンメニュー 従量 A、グリーン従量 A 二 料金			変更
最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	759.68 円	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	712.67 円	
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	32.75 円	電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	32.83 円	
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	39.43 円		120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時 につき	39.51 円	

	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.55 円
--	----------------------------	------------

従量 B、グリーン従量 B

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	447.97 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.06 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.15 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.02 円

・オール電化メニュー

季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,577.10 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	481.77 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	47.38 円
	その他季	1 キロワット時につき	42.57 円
ファミリー		1 キロワット時につき	42.33 円
ナイト		1 キロワット時につき	30.34 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41.63 円
--	----------------------------	------------

従量 B、グリーン従量 B

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	431.90 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30.14 円
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.23 円
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	38.10 円

・オール電化メニュー

季節別時間帯別、グリーン季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,472.30 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	47.48 円
	その他季	1 キロワット時につき	42.67 円
ファミリー		1 キロワット時につき	42.43 円
ナイト		1 キロワット時につき	30.40 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

第 2 季節別時間帯別、グリーン第 2 季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,587.10 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	481.77 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	50.71 円
	その他季	1 キロワット時につき	45.58 円
ファミリー		1 キロワット時につき	45.34 円
ナイト		1 キロワット時につき	30.34 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

時間帯別、グリーン時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,578.72 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	480.37 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.22 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	43.82 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.86 円

夜間

1 キロワット時につき	30.34 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

ピーク抑制、グリーンピーク抑制

第 2 季節別時間帯別、グリーン第 2 季節別時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30 円

(ロ) 電力量料金

デイ	夏季	1 キロワット時につき	50.81 円
	その他季	1 キロワット時につき	45.68 円
ファミリー		1 キロワット時につき	45.44 円
ナイト		1 キロワット時につき	30.40 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

時間帯別、グリーン時間帯別

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	38.31 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	43.91 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.95 円

夜間

1 キロワット時につき	30.40 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

ピーク抑制、グリーンピーク抑制

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,578.72 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	480.37 円

(ロ) 電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	57.10 円
-------------	---------

オフピーク

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37.26 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42.84 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.86 円

夜間

1 キロワット時につき	30.34 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

夜間休日型、グリーン夜間休日型

(イ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	49.44 円
その他季	1 キロワット時につき	46.98 円

ナイト

1 キロワット時につき	34.65 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	34.65 円
-------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1 契約につき	1,844.70 円
---------	------------

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,482.30 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	464.30 円

(ロ) 電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	57.19 円
-------------	---------

オフピーク

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37.35 円
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	42.93 円
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44.95 円

夜間

1 キロワット時につき	30.40 円
-------------	---------

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	612.70 円
---------	----------

夜間休日型、グリーン夜間休日型

(イ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	49.36 円
その他季	1 キロワット時につき	46.90 円

ナイト

1 キロワット時につき	34.55 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	34.55 円
-------------	---------

(ロ) 最低月額料金

1 契約につき	1,844.77 円
---------	------------

電化住宅型、グリーン電化住宅型

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	2,018.72 円
上記をこえる 1 キロワットにつき	480.37 円

(ロ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	46.46 円
その他季	1 キロワット時につき	44.40 円

ナイト

1 キロワット時につき	30.35 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	30.35 円
-------------	---------

電化住宅型、グリーン電化住宅型

(イ) 基本料金

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1,922.30 円
上記をこえる 1 キロワットにつき	464.30 円

(ロ) 電力量料金

デイ

夏季	1 キロワット時につき	46.56 円
その他季	1 キロワット時につき	44.50 円

ナイト

1 キロワット時につき	30.43 円
-------------	---------

ホリデー

1 キロワット時につき	30.43 円
-------------	---------

(2024年1月 掲載済)

J:COM 電力家庭用コース 表紙

変更後	変更前	変更
J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 取次業者(約款発行者) : 株式会社ケーブルネット下関 小売電気事業者 : 住友商事株式会社 2024年4月1日	J:COM 電力 家庭用コース 契約約款 株式会社ケーブルネット下関 2023年11月1日	 追加 追加 追加 変更
取次業者(約款発行者)と小売電気事業者を追加 日付変更		追加 変更

J:COM 電力家庭用コース 本文

変更後	変更前	変更
・各条共通 電源調達等調整 料金表Ⅱ	・各条共通 電源調達調整 料金表Ⅲ	 変更 変更

<p><対象> 第 16 条 (従量メニュー) 第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>住友商事 当社または住友商事 当社および住友商事 住友商事 当社</p> <p><対象> 第 6 条 (契約の申込み) 第 12 条 (供給の開始) 第 13 条 (供給の単位) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー) 第 27 条 (適正契約の保持) 第 29 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) 第 31 条 (供給の停止) 第 34 条 (違約金および損害賠償の免責) 第 40 条 (供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算) 第 43 条 (供給方法および工事) 第 44 条 (工事費負担金等相当額の申受け等)</p> <p>・その他</p> <p>第 1 章 総則</p>	<p><対象> 第 16 条 (従量メニュー) 第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>当社 当社 当社</p> <p><対象> 第 6 条 (契約の申込み) 第 12 条 (供給の開始) 第 13 条 (供給の単位) 第 16 条の 3 (グリーンメニュー) 第 27 条 (適正契約の保持) 第 29 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) 第 31 条 (供給の停止) 第 34 条 (違約金および損害賠償の免責) 第 40 条 (供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算) 第 43 条 (供給方法および工事) 第 44 条 (工事費負担金等相当額の申受け等)</p> <p>・その他</p> <p>第 1 章 総則</p>	<p>変更 変更 追加 追加</p>
---	---	-----------------------------------

<p>第 1 条 (適用)</p> <p>(1) 当社が、住友商事株式会社 (以下「住友商事」といいます。) を小売電気事業者とする一般の需要に応じた電気供給の取次を行うときの電気料金その他の供給条件は、この J:COM 電力家庭用コース契約約款 (以下「約款」といいます) によります。なお、電気の供給は当社ではなく、小売電気事業者である住友商事により行われます。</p> <p>(2) 約款は、以下に該当するお客さま (文脈により、以下「申込者」または「契約者」といいます) に限り、適用するものとします。</p> <p>イ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域にて低圧で電気を利用されるお客さま</p> <p>ロ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域外かつ別記 2 に定める一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介して電気を提供する送配電区域にて、低圧で電気利用契約をされるお客さま</p>	<p>第 1 条 (適用)</p> <p>(1) 当社が、一般の需要に応じて電気を提供するときの電気料金その他の供給条件は、この J:COM 電力家庭用コース契約約款 (以下「約款」といいます) によります。</p> <p>(2) 約款は、以下に該当するお客さま (文脈により、以下「申込者」または「契約者」といいます) に限り、適用するものとします。</p> <p>イ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域にて低圧で電気を利用されるお客さま</p> <p>ロ 別記 1 に定める当社のサービス提供区域外かつ別記 2 に定める一般送配電事業者または配電事業者 (以下、一般送配電事業者等) が維持および運用する供給設備を介して電気を提供する送配電区域にて、低圧で電気利用契約をされるお客さま</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
<p>第 2 条 (約款の変更)</p> <p>(4) 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネットの利用、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行う場合には、電気事業法第 2 条の 13 ならびに同法施行規則第 3 条の 12 第 4 項および第 10 項の規定に基づき、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p>		<p>追加</p>
<p>第 3 条 (定義)</p> <p>(1) 一般送配電事業者等</p> <p>経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用およびまたは配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう一般送配電事業者および配電事業者をいいます。</p> <p>(3) 託送供給</p> <p>小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用およびまたは配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。</p> <p>(5) 需給地点</p>	<p>第 3 条 (定義)</p> <p>(1) 一般送配電事業者等</p> <p>経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう事業者をいいます。</p> <p>(3) 託送供給</p> <p>小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。</p> <p>(5) 需給地点</p>	<p>追加</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>

<p>小売電気事業者が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(19) 供給地点特定番号</p> <p>需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者等、小売電気事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。</p> <p>(20) 接続供給</p> <p>小売電気事業者が契約者に電気の供給を行うために必要となる、小売電気事業者が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(21) 接続供給契約</p> <p>小売電気事業者が一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいいます。</p> <p>(22) 契約</p> <p>約款に基づき当社との間に締結される J:COM 電力家庭用コースの契約をいいます。</p> <p>削除</p> <p>第 12 条（供給の開始）</p> <p>(1) 当社が、申込者の契約の申込みを承諾したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに住友商事が電気を供給いたします。</p> <p>第 14 条（承諾の限界）</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金に関し、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、申込者による契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、申込者にその理由をお知らせいたします。</p>	<p>当社が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。</p> <p>(19) 供給地点特定番号</p> <p>需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者等または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。</p> <p>(20) 接続供給</p> <p>当社が契約者に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。</p> <p>(21) 接続供給契約</p> <p>当社が一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいいます。</p> <p>(22) 契約</p> <p>本約款に基づき当社との間に締結される J:COM 電力家庭用コースの契約をいいます。</p> <p>(25) 定期契約</p> <p>当社が別に定める料金表Ⅱ第 4 条に定める各種定期契約を総称したものをいいます。</p> <p>第 12 条（供給の開始）</p> <p>(1) 当社は、契約者の契約の申込みを承諾したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p> <p>第 14 条（承諾の限界）</p> <p>当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金に関し、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます）その他によってやむをえない場合には、契約者による契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、契約者にその理由をお知らせいたします。</p> <p>第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）</p> <p>(1) 季節別時間帯別</p> <p>へ 割引</p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>
--	--	---

<p>削除</p> <p>(イ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p>	<p>(イ) 契約者が、別表 12 (オール電化割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 12 (オール電化割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(ロ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <p>(2) 第 2 季節別時間帯別</p> <p>△ 割引</p>	<p>変更</p>
<p>削除</p> <p>(イ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p>	<p>(イ) 契約者が、別表 12 (オール電化割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 12 (オール電化割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(ロ) 当社は、ホによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。</p> <p>第 16 条の 3 (グリーンメニュー)</p> <p>(3) グリーン季節別時間帯別</p> <p>△ 割引</p>	<p>削除</p> <p>変更</p>
<p>削除</p>	<p>契約者が、別表 12 (オール電化割引) の適用を受ける場合は、ホによって算定された料金から、別表 12 (オール電化割引) に定める割引額を割引いたします。</p> <p>(4) グリーン第 2 季節別時間帯別</p> <p>△ 割引</p>	<p>削除</p>
<p>削除</p> <p>第 4 章 料金の算定および支払い</p> <p>第 18 条 (料金の適用開始の時期)</p> <p>料金は、住友商事による電気の供給開始の日から適用いたします。</p>	<p>第 4 章 料金の算定および支払い</p> <p>第 18 条 (料金の適用開始の時期)</p> <p>料金は、供給開始の日から適用いたします。</p>	<p>追加</p>
<p>第 22 条 (料金の算定)</p> <p>(3) 第 16 条 (従量メニュー)、第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)、第 16 条の 3 (グリーンメニュー) に定める料金を変更した場合、当社があらかじめ指定する日または料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。</p>	<p>第 22 条 (料金の算定)</p> <p>(3) 第 16 条 (従量メニュー)、第 16 条の 2 (オール電化向けメニュー)、第 16 条の 3 (グリーンメニュー) に定める料金を変更した場合、料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。</p>	<p>追加</p>

<p>第 23 条 (日割計算)</p> <p>(1)</p> <p>削除</p> <p>ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)へにより算定いたします。</p> <p>ヘ イ、ロ、ハおよびニによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>第 46 条 (契約者に係る情報の取扱い)</p> <p>(1) 当社および住友商事は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号・契約 ID)、電力の使用量および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する一般送配電事業者等の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者等の業務遂行のため、小売供給契約または電気受給契約 (以下「小売供給等契約」といいます) の廃止取次のため、供給 (受電) 地点に関する情報の確認のため、および電力小売に関する取次委託契約にもとづく業務遂行のため、取次事業者、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、共同で利用することがあります。その場合、管理について責任を有する者は当社とします。</p> <p>(2) 住友商事は、前項の目的に限り契約者に関する情報を取り扱うものとします。</p> <p>(3)</p>	<p>第 23 条 (日割計算)</p> <p>(1)</p> <p>ニ 別表 12 (2) に定めるオール電化割引上限額は、別表 9 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます) は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 9 (日割計算の基本算式) (1)へにより算定いたします。</p> <p>ヘ イ、ロ、ハ、ニおよびホによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>第 46 条 (契約者に係る情報の取扱い)</p> <p>(1) 当社は、基本情報 (氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号)、および供給 (受電) 地点に関する情報 (託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給 (受電) 地点特定番号、託送契約高情報、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法) を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、小売供給契約または電気受給契約 (以下「小売供給等契約」といいます) の廃止取次のため、供給 (受電) 地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、契約者の個人情報と共同で利用することがあります。</p> <p>(2)</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
---	---	---

変更後	変更前	変更
全文削除	料金表Ⅱ	削除

J:COM 電力家庭用コース 料金表Ⅲ

変更後	変更前	変更
料金表Ⅱ	料金表Ⅲ	変更

J:COM 電力家庭用コース 別表

変更後	変更前	変更
<p>・共通 電源調達等調整</p> <p>・その他 2 (燃料費調整) (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0406$ $\beta = 0.0992$</p>	<p>・共通 電源調達調整</p> <p>・その他 2 (燃料費調整) (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0488$ $\beta = 0.0472$</p>	<p>変更</p> <p>変更</p>

<p>$\gamma = 1.1994$</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 77,469 円を下回る場合 (77,469 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 77,469 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 77,469 円)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>イ 従量 A、グリーン従量 A</p> <p>削除</p> <p>1 キロワット時につき 21 銭 2 厘</p> <p>□ 従量 A、グリーン従量 A 以外の場合</p> <p>1 キロワット時につき 21 銭 2 厘</p> <p>ニ (削除)</p> <p>12 (削除)</p>	<p>$\gamma = 0.9391$</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 60,200 円を下回る場合 (60,200 円 - 平均燃料価格)</p> <p>b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 60,200 円を上回る場合 (平均燃料価格 - 60,200 円)</p> <p>(2) 基準単価</p> <p>イ 従量 A、グリーン従量 A</p> <p>最低料金 1 契約につき最初の 15 キロワット時まで 4 円 38 銭 0 厘</p> <p>電力量料金 上記をこえる 1 キロワット時につき 29 銭 2 厘</p> <p>□ 従量 A、グリーン従量 A 以外の場合</p> <p>1 キロワット時につき 29 銭 2 厘</p> <p>9 (日割計算の基本算式)</p> <p>(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>ニ 別表 12 (2) に定めるオール電化割引上限額を日割りする場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>オール電化割引上限額 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数</p> <p>12 (オール電化割引)</p> <p>需要場所におけるすべての熱源を電気でもかなう需要 (以下「電化需要」といいます。) で、かつ、第 16 条の 2 (1)、(2) または第 16 条の 3 (3)、(4) を申込みの際現に中国電力株式会社より電化住宅割引の適用を受けるお客さまの料金は、第 16 条 2 (1) ホ (イ) および (ロ)、第 16 条 2 (2) ホ (イ) および (ロ)、第 16 条 3 (3) ホ (イ) および (ロ) または第 16 条 3 (4) ホ (イ) および (ロ) によって算定された基本料金と電力量料金の合計から (1) によって算定されたオール電化割引額を差し</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
---	--	---

引いたものに、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします（当該需要場所において電化需要に該当しなくなった場合を除きます）。ただし、上記により算定された金額から別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額が第 16 条 2（1）ホ（ハ）、第 16 条 2（2）ホ（ハ）、第 16 条 3（3）ホ（ハ）または第 16 条 3（4）ホ（ハ）の最低月額料金を下回る場合の料金は、ニ（料金）（ハ）の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

（1）オール電化割引額

オール電化割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が（2）に定めるオール電化割引上限額を上回る場合のオール電化割引額は、（2）に定めるオール電化割引上限額といたします。

オール電化割引額 = 割引対象額 × 8 パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、第 16 条 2（1）ホ（イ）および（ロ）、第 16 条 2（2）ホ（イ）および（ロ）、第 16 条 3（3）ホ（イ）および（ロ）または第 16 条 3（4）ホ（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

イ オール電化割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ オール電化割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または第 22 条（料金の算定）（1）ロに該当する場合は、第 23 条（日割計算）に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

（2）オール電化割引上限額

1 契約につき 3,300 円 00 銭

（3）オール電化割引にかかわる取扱い

イ 電化需要

<p>16（電源調達等調整）</p> <p>（1）電源調達等調整単価</p> <p>電源調達等調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 1 円 80 銭</p>	<p>（イ）当社は、電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。</p> <p>（ロ）厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。</p> <p>なお、電気機器の変更などにより、本条に定める電化需要に該当しなくなった契約者が、引き続き変更前のオール電化割引の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は、第 35 条（違約金および損害賠償の免責）に準じ、違約金を申し受けます。</p> <p>□ オール電化割引額</p> <p>（イ）オール電化割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。</p> <p>（ロ）オール電化割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または第 22 条（料金の算定）（1）ロに該当する場合は、第 23 条（日割計算）に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。</p> <p>16（電源調達調整）</p> <p>（1）電源調達調整単価</p> <p>電源調達調整単価は、次のとおりといたします。</p> <p>1 キロワット時につき 11 円 79 銭</p>	<p>変更</p>
---	---	-----------

J:COM 電力家庭用コース 附則

変更後	変更前	変更
<p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2024 年 4 月 1 日から実施します。</p>		<p>追加</p>